

## 「北九州市地域クラブ認定要綱」の一部改正（案）について

### 1 改正の趣旨

現行の「北九州市地域クラブ認定要綱（以下「市要綱」という。）」第9条において、地域クラブ活動に伴う責任を地域クラブが負うものとして規定しているが、当該規定は、部活動の地域展開に係るスポーツ基本法及び文部科学省ガイドラインの改正前に整理したものである。

その後、令和7年6月に成立した改正スポーツ基本法において、教育委員会の責務が明記されるとともに、同年12月に文部科学省が示した改正ガイドラインにおいて、部活動の地域展開の運営及び実施について、教育委員会が適切に責任を負うことが明らかにされた。

当該状況を受け、責任の所在の明確化を図るため、市要綱の一部改正を行うもの。

### 2 改正案

#### 【改正前】

#### 第9条

- 1 北九州市地域クラブは、その責任において活動を行うものとし、その活動によって生じる一切の責任を負う。
- 2 北九州市地域クラブの活動に対し、第三者から損害の賠償請求があった場合は、北九州市地域クラブにおいて解決にあたるものとし、教育委員会は、責任を負わない。



#### 【改正案】

#### 第9条

- 1 北九州市地域クラブの運営上の瑕疵に起因する事故等（以下「事故等」という。）については、当該事故等の原因となった行為をした者（北九州市地域クラブ、指導者、生徒等）が、その原因及び態様に応じて責任を負う。

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）の別冊資料②部活動の地域展開等に関する参考資料を反映

- 2 北九州市地域クラブが利用する市立学校等の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国家賠償法の規定により、設置又は管理する者（教育委員会等）が責任を負う。

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）の別冊資料②部活動の地域展開等に関する参考資料及び国家賠償法2条を反映

#### （教育委員会の責務）

#### 第11条 ※補則の前に追加

教育委員会は、部活動改革の責任主体として、スポーツ基本法第17条の2をはじめとする関係法令等の趣旨を踏まえ、北九州市地域クラブとの緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、地域クラブ活動に係る必要な施策を講ずるものとする。

スポーツ基本法第17条の2の趣旨を反映

### 3 参考法令等

#### ○ 1項

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の別冊資料②部活動の地域展開等に関する参考資料を反映

- 地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等については、地域クラブ活動の運営主体(市区町村、市区町村以外の団体)や、事故等の原因主体(団体、指導者、生徒)に応じて賠償責任主体や賠償制度・保険の取扱いが異なる。

#### ○ 2項

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の別冊資料②部活動の地域展開等に関する参考資料及び国家賠償法2条を反映

- 活動場所(市区町村立中学校等)の施設・設備の瑕疵に起因する事故等については、地域クラブ活動の運営主体等に関わらず、施設・設備の管理者である市区町村が賠償責任主体となり、国家賠償法2条が適用される。

#### 国家賠償法 第2条

道路、河川その他の公の营造物の設置又は管理に瑕疵(かし)があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

#### ○ (教育委員会の責務) 第11条

スポーツ基本法第17条の2の趣旨を反映

#### スポーツ基本法 第17条の2

地方公共団体は、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。)の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体(第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。)その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### 4 改正までのスケジュール

令和8年3月26日 教育委員会会議

4月 1日 北九州市地域クラブ認定要綱改正予定

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校部活動に代わりうる活動として、スポーツ・文化芸術活動を実施する地域団体等(以下「地域クラブ」という。)の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の定義)

第2条 この要綱において認定とは、北九州市教育委員会事務局(以下「教育委員会」という。)が地域クラブを認定し、活動ができるようにすることをいう。

(北九州市地域クラブの定義)

第3条 この要綱において教育委員会が認定した地域クラブを「北九州市地域クラブ」という。

(北九州市地域クラブの要件)

第4条 北九州市地域クラブは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 北九州市の中学生が自由に参加できるクラブであること。
- (2) 活動拠点は原則として北九州市内の施設とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。
- (3) 営利を目的とした運営でないこと。
- (4) 地域クラブ関係者(役員及び指導者等)は、暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者、その他の反社会的勢力でないこと。
- (5) 持続可能なクラブの運営のため、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- (6) 教育委員会が定めた「北九州市 学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を遵守して活動すること。
- (7) 以下の事項を満たす規約又は会則を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。
  - ア 目的が記載されていること。
  - イ 入退会について記載されていること。
  - ウ 会費について記載されていること。
  - エ 以下の役員を置くことが記載されていること。
    - (ア)代表 (イ)副代表 (ウ)会計 (エ)事務局 (オ)監事なお、(ア)代表、(イ)副代表、(ウ)会計、(エ)事務局は、相互に兼ねることができ。ただし、(オ)監事は、(ア)代表、(イ)副代表、(ウ)会計または(エ)事務局を兼ねることはできないものとする。
  - オ 総会について記載されていること。
- (8) 教育委員会が主催する、ガイドラインに則った指導者研修(以下「指導者研修」という。)を受講した役員または指導者が指導に携わること。なお、指導に携わる指導者が、活動開始までに指導者研修を受講することを条件に、受講前であっても認定の申請を行うことができる。

- (9) 次に掲げる学校部活動の意義を正しく理解するとともに、勝敗・成績などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。
- ア 学校部活動とは、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、人間形成に資するものである。
- イ 学校部活動とは、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。
- (10) 学校管理下の怪我等に適用される災害共済給付と同等の補償となるスポーツ安全保険等に加入すること。
- (11) 生徒の安全管理と事故防止に努め、体罰・不適切な言動・ハラスメント等の行為は人権侵害行為であり、断じて許されないことを認識して適切な指導を行うこと。
- (12) 過度の練習が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことなどを正しく理解して指導すること。
- (13) 生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるように、勝利至上に偏ることなくガイドラインに準じた休養日及び活動時間を設定するなど、短時間でも効果が得られるように工夫して指導すること。
- (14) 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、適宜水分補給や休憩時間等をとって、適切な指導内容や練習時間を設定すること。
- (15) 施設管理者と連携して用具や施設の点検を常時行い、保護者や医療機関等への連携体制の整備を行うなど、危機管理及び生徒の安全確保に万全を期すること。
- (16) 大会等に参加する場合は、主催者の求めに応じて、大会等の運営に協力すること。
- (17) 生徒の活動内容や活動実績について、その生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと。

#### (認定の申請)

- 第5条 認定を受けようとする地域クラブの代表者は、北九州市地域クラブ認定申請書(様式第1号)、北九州市地域クラブ認定要件確認書(様式第2号)、規約又は会則、及びその他クラブの概要がわかる資料を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、活動の内容を審査するため、前項の申請書のほか、必要な資料の提出を求めることができる。

#### (認定)

- 第6条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、第4条に規定する要件を満たしているか審査し、認定の可否を決定するものとする。
- 2 教育委員会は、前項の規定により、北九州市地域クラブを認定した場合には、北九州市地域クラブ認定通知書(様式第3号)により、当該認定申請者に通知するものとする。なお、認定要件は3年間とする。
- 3 教育委員会は、前項の規定による認定に際し、条件を付することができる。
- 4 教育委員会は、第1項の規定により、申請があった地域クラブを不認定とした場合には、北九州市地域クラブ不認定通知書(様式第4号)により、当該認定申請者に通知するものとする。

5 教育委員会は、第1項の規定により、申請があった地域クラブを認定した場合には、市のホームページ等で、クラブ名や活動場所、活動時間、会費等を公表する。

(認定の更新)

第7条 北九州市地域クラブが認定有効期間経過後も引き続き活動の継続を希望する場合は、有効期間満了の3カ月前から1カ月前までの間に更新申請をすることができる。

2 更新申請の手続きは、第5条の規定を準用し、「認定を受けようとする」は「認定の更新を受けようとする」と読み替える。

(認定の取消)

第8条 教育委員会は、北九州市地域クラブが、第4条に掲げた要件のいずれかを満たさなくなった場合、又は次に掲げるいずれかに該当すると認められ、市が改善の勧告やその他指示をした後、一定期間(1か月程度)を経ても改善が見られないときは、取消通知書(様式第5号)により、当該認定を取り消すことができる。

(1) 本来の目的から逸脱しているとき

(2) 地域クラブが組織的な違法行為を行い、活動を継続することが社会通念上著しく不適当と判断されるとき

(3) その他、地域クラブ活動を継続することが不適当と認められるとき

(責任)

第9条 北九州市地域クラブの運営上の瑕疵に起因する事故等(以下「事故等」という。)については、当該事故等の原因となった行為をした者(北九州市地域クラブ、指導者、生徒等)が、その原因及び態様に応じて責任を負う。

2 北九州市地域クラブが利用する市立学校等の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国家賠償法の規定により、設置又は管理する者(教育委員会等)が責任を負う。

(運営費用負担)

第10条 北九州市地域クラブの活動に必要な費用は、北九州市地域クラブにおいて負担するものとする。

(教育委員会の責務)

第11条

教育委員会は、部活動改革の責任主体として、スポーツ基本法第17条の2をはじめとする関係法令等の趣旨を踏まえ、北九州市地域クラブとの緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、地域クラブ活動に係る必要な施策を講ずるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、北九州市地域クラブの認定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

2 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、教育委員会が社会通念に照らして判断し、決定するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(遡及適用)

2 改正後の第9条及び第11条の規定は、この要綱施行の日前に改正前の要綱に基づいて認定を受けた地域クラブについては、認定の日に遡り適用する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校部活動に代わりうる活動として、スポーツ・文化芸術活動を実施する地域団体等(以下「地域クラブ」という。)の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の定義)

第2条 この要綱において認定とは、北九州市教育委員会事務局(以下「教育委員会」という。)が地域クラブを認定し、活動ができるようにすることをいう。

(北九州市地域クラブの定義)

第3条 この要綱において教育委員会が認定した地域クラブを「北九州市地域クラブ」という。

(北九州市地域クラブの要件)

第4条 北九州市地域クラブは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 北九州市の中学生が自由に参加できるクラブであること。
- (2) 活動拠点は原則として北九州市内の施設とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。
- (3) 営利を目的とした運営でないこと。
- (4) 地域クラブ関係者(役員及び指導者等)は、暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者、その他の反社会的勢力でないこと。
- (5) 持続可能なクラブの運営のため、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- (6) 教育委員会が定めた「北九州市 学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を遵守して活動すること。
- (7) 以下の事項を満たす規約又は会則を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。
  - ア 目的が記載されていること。
  - イ 入退会について記載されていること。
  - ウ 会費について記載されていること。
  - エ 以下の役員を置くことが記載されていること。
    - (ア)代表 (イ)副代表 (ウ)会計 (エ)事務局 (オ)監事なお、(ア)代表、(イ)副代表、(ウ)会計、(エ)事務局は、相互に兼ねることができる。ただし、(オ)監事は、(ア)代表、(イ)副代表、(ウ)会計または(エ)事務局を兼ねることはできないものとする。
  - オ 総会について記載されていること。
- (8) 教育委員会が主催する、ガイドラインに則った指導者研修(以下「指導者研修」という。)を受講した役員または指導者が指導に携わること。なお、指導に携わる指導者が、活動開始までに指導者研修を受講することを条件に、受講前であっても認定の申請を行うことができる。

- (9) 次に掲げる学校部活動の意義を正しく理解するとともに、勝敗・成績などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。
- ア 学校部活動とは、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、人間形成に資するものである。
  - イ 学校部活動とは、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。
- (10) 学校管理下の怪我等に適用される災害共済給付と同等の補償となるスポーツ安全保険等に加入すること。
- (11) 生徒の安全管理と事故防止に努め、体罰・不適切な言動・ハラスメント等の行為は人権侵害行為であり、断じて許されないことを認識して適切な指導を行うこと。
- (12) 過度の練習が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことなどを正しく理解して指導すること。
- (13) 生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるように、勝利至上に偏ることなくガイドラインに準じた休養日及び活動時間を設定するなど、短時間でも効果が得られるように工夫して指導すること。
- (14) 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、適宜水分補給や休息時間等をとって、適切な指導内容や練習時間を設定すること。
- (15) 施設管理者と連携して用具や施設の点検を常時行い、保護者や医療機関等への連携体制の整備を行うなど、危機管理及び生徒の安全確保に万全を期すること。
- (16) 大会等に参加する場合は、主催者の求めに応じて、大会等の運営に協力すること。
- (17) 生徒の活動内容や活動実績について、その生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと。

#### (認定の申請)

- 第5条 認定を受けようとする地域クラブの代表者は、北九州市地域クラブ認定申請書(様式第1号)、北九州市地域クラブ認定要件確認書(様式第2号)、規約又は会則、及びその他クラブの概要がわかる資料を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、活動の内容を審査するため、前項の申請書のほか、必要な資料の提出を求められることができる。

#### (認定)

- 第6条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、第4条に規定する要件を満たしているか審査し、認定の可否を決定するものとする。
- 2 教育委員会は、前項の規定により、北九州市地域クラブを認定した場合には、北九州市地域クラブ認定通知書(様式第3号)により、当該認定申請者に通知するものとする。なお、認定要件は3年間とする。
- 3 教育委員会は、前項の規定による認定に際し、条件を付することができる。
- 4 教育委員会は、第1項の規定により、申請があった地域クラブを不認定とした場合には、北九州市地域クラブ不認定通知書(様式第4号)により、当該認定申請者に通知するものとする。

- 5 教育委員会は、第1項の規定により、申請があった地域クラブを認定した場合には、市のホームページ等で、クラブ名や活動場所、活動時間、会費等を公表する。

(認定の更新)

第7条 北九州市地域クラブが認定有効期間経過後も引き続き活動の継続を希望する場合は、有効期間満了の3カ月前から1カ月前までの間に更新申請をすることができる。

- 2 更新申請の手続きは、第5条の規定を準用し、「認定を受けようとする」は「認定の更新を受けようとする」と読み替える。

(認定の取消)

第8条 教育委員会は、北九州市地域クラブが、第4条に掲げた要件のいずれかを満たさなくなった場合、又は次に掲げるいずれかに該当すると認められ、市が改善の勧告やその他指示をした後、一定期間(1か月程度)を経ても改善が見られないときは、取消通知書(様式第5号)により、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 本来の目的から逸脱しているとき
- (2) 地域クラブが組織的な違法行為を行い、活動を継続することが社会通念上著しく不適当と判断されるとき
- (3) その他、地域クラブ活動を継続することが不適当と認められるとき

(責任)

第9条 北九州市地域クラブは、その責任において活動を行うものとし、その活動によって生じる一切の責任を負う。

- 2 北九州市地域クラブの活動に対し、第三者から損害の賠償請求があった場合は、北九州市地域クラブにおいて解決にあたるものとし、教育委員会は、責任を負わない。

(運営費用負担)

第10条 北九州市地域クラブの活動に必要な費用は、北九州市地域クラブにおいて負担するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、北九州市地域クラブの認定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

- 2 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、教育委員会が社会通念に照らして判断し、決定するものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。